



東北運輸局岩手運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：岩手県政記者会》

令和3年12月20日
国土交通省 東北運輸局 岩手運輸支局

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し文書による 警告を發しました。

東北運輸局岩手運輸支局長は、貸切バスを運行する下記事業者に対し、文書による警告を發しましたのでお知らせします。（道路運送法及び関係法令の違反）

なお、警告書の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社 新栄観光バス 代表取締役 千葉 稲夫
(法人番号：9400002008901)
岩手県花巻市松園町490番地2

営業所：本社営業所
岩手県花巻市松園町490番地2

2. 行政処分等年月日 令和3年12月20日

3. 行政処分等の概要

(1) 文書警告

4. 監査の端緒

監査方針に基づき、岩手運輸支局が監査を実施。

【裏面へ続く】

5. 違反の概要

(1) 運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

(2) 初任運転者に対する特別な指導義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 岩手運輸支局 輸送・監査部門
担当：片柳、高貝

TEL：019-638-2154

音声ガイダンス3番